(参考資料1)

各種法令等による青少年の年齢区分

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校(又は特別支援学校の小学部)の過程を終了した 日の翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達 した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男:満18歳、女:満16歳(未成年者は、父母の同意を得なければならない)
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に 関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポル ノに係る行為等の規 制及び処罰並びに児 童の保護等に関する 法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性 紹介事業を利用して 児童を誘引する行為 の規制等に関する法 律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心 してインターネット を利用できる環境の 整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童の権利に関する 条約	児童	18歳未満の者
青少年保護育成条例	青少年	18歳未満の者
青少年喫煙飲酒防止 条例	青少年	20歳未満の者
子ども・若者育成支 援推進法	子ども・若者	0歳から40歳未満の者